

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課）

制 度 名	被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長							
税 目	所得税、法人税 （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条、第 18 条、第 26 条、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 13 条、第 18 条、第 23 条）							
要 望 の 内 容	<p>（1）現行制度の概要 個人又は法人が、平成 31 年 3 月 31 日までの間に、①東日本大震災により、滅失し、または損壊した一定の建物、構築物、機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合、②建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合にその取得価額の一定割合の特別償却ができる。</p>							
	<p>（2）要望の内容 本特例措置の適用期限（平成 31 年 3 月 31 日）を 2 年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。措置の内容は、下表のとおりとする。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="339 1055 1062 1106">減価償却資産の種類</th> <th data-bbox="1062 1055 1461 1106">特別償却の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="339 1106 1062 1162">機械及び装置、船舶又は車両運搬具</td> <td data-bbox="1062 1106 1461 1162">24%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1162 1062 1218">建物又は構築物（増築部分を含む）</td> <td data-bbox="1062 1162 1461 1218">12%</td> </tr> </tbody> </table>	減価償却資産の種類	特別償却の割合	機械及び装置、船舶又は車両運搬具	24%	建物又は構築物（増築部分を含む）	12%	
	減価償却資産の種類	特別償却の割合						
機械及び装置、船舶又は車両運搬具	24%							
建物又は構築物（増築部分を含む）	12%							
<p>※中小企業者等以外の法人の特別償却の割合は、機械及び装置、船舶又は車両運搬具：20%、建物又は構築物（増築部分を含む）：10%。</p>								
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1200 1413 1276 1469">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1276 1413 1484 1469">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 1469 1276 1525">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1276 1469 1484 1525">（ － 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 1525 1276 1576">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1276 1525 1484 1576">（ － 百万円）</td> </tr> </tbody> </table>	平年度の減収見込額	－ 百万円	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	（改正増減収額）	（ － 百万円）
平年度の減収見込額	－ 百万円							
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）							
（改正増減収額）	（ － 百万円）							

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

地震・津波被災地域では、インフラ等の復旧が着実に進む一方、産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えないことから、復興の総仕上げに向け、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。

また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除き全ての面的除染が完了し、同地域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、本格的な復興・再生に向けスタートを切ったところであり、今後、官民合同チーム等による支援を通じ被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。

(2) 施策の必要性

①事業活動の状況

○ 岩手県、宮城県及び福島県における事業所数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、（工業統計「事業所数」H29.6/H22.12：3県沿岸等 79%。全国平均 85%）非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、陸前高田市 71%、気仙沼市 63%、檜葉町 15%等）

○ 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 84%（H29.8）、宮城県 80%（H30.3）、福島県 66%（H30.3）となっており、また、中小機構仮施設入居事業者等状況調査（H30.3）によれば、仮施設入居事業者の今後に関する質問に対して（回答事業者数 1474 者）、仮施設の廃止前又は廃止時に本設移転と回答した事業者が 343 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 586 者いるという状況にある。

※ 福島相双復興官民合同チームによる訪問結果（H30.8）によると、訪問した 4,898 事業者のうち、休業中の事業者で、将来の事業再開を希望している事業者は、430 者で、避難先で事業再開した事業者で、将来帰還して事業を再開したい事業者は、372 者いる。

※ 岩手県、宮城県及び福島県に対して行ったアンケート調査結果（H30.4）によると、被災代替償却資産の購入実績は減少傾向にあるものの、被災代替償却資産の特例の適用実績は、現状においても一定数の実績がある（平成 27 年：753 者、平成 28 年 361 者、平成 29 年 186 者）

○ 岩手県、宮城県及び福島県における製造品出荷額を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、（工業統計「製造品出荷額」H28/H22：3県沿岸等 89%。全国平均 104%）非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、大槌町 73%、女川町 49%、檜葉町 20%等）また、東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査（H29.6）では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、45%と半数に満たない。

②面整備の状況

事業活動を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、平成 30 年以降、約 480ha の産業用地が供給予定となっている。

また、復興道路・復興支援道路は、平成 30 年 3 月現在で約 6 割が供用済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は約 5 割となっている。

このように、事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、上述の様な事業活動の状況、面整備の状況等を勘案し、早期の産業の復旧を促進する観点から、本特例措置を平成 33 年 3 月 31 日まで 2 年間の延長を要望する。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・震災復興									
		政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現									
		租税特別措置の適用又は延長期間	延長期間 2年間（平成31年4月1日から平成33年3月31日）									
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ									
		政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の被災12市町村の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：83.8%（平成29年8月1日現在） ・宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：80.3%（平成30年3月31日現在） ・福島県の避難指示区域等所在商工会会員の事業再開率：66.0%（平成30年3月20日現在） 									
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年度</td> <td>140件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>140件</td> <td>16件</td> </tr> </tbody> </table>		法人	個人	平成31年度	140件	16件	平成32年度	140件	16件
			法人	個人								
	平成31年度	140件	16件									
	平成32年度	140件	16件									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。										
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	復興特区税制に基づく措置（復興特区法第37条から第40条まで）										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—										
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災代替資産等を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。また、本特例措置は課税の繰り延べ措置であり、被災事業者等が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。										

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置により、被災代替資産等の取得を促進し、被災事業者等の本格的な事業再開に資することができる。
	前回要望時の達成目標	被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者等の増加
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	まちづくりの進展や用地の確保、顧客等の減少や販路喪失、資金不足などの課題から、未だ本格復旧、事業の本格再開等ができていない被災事業者等が存在する。
これまでの要望経緯	平成 23 年度 創設 平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期間を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長 平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から、航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で、適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長	